

(郡山市手数料条例の一部改正)

第45条 郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1(第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)			124	建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)		
(略)					(略)				
138	建築基準法第59条の2第1項又はマンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)			138	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)		
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

第46条 郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	--

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）
法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
1	地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	1件	300円
2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	1納税義務者1年度	300円
3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1納税義務者1年度	300円
4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	1納税義務者1年度	300円

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）
法令に基づく事務に係る手数料

号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
1	地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付	認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料	1件	250円
2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	納税に関する証明書交付手数料	1納税義務者1年度	250円
3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1納税義務者1年度	250円
4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	1納税義務者1年度	250円

	に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。)			
(略)				
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯	300円
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1通	300円
18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	1通	300円
19	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	1通	300円
20	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通	300円
21	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	300円

	に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。)			
(略)				
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯	250円
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1通	250円
18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	1通	250円
19	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	1通	250円
20	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通	250円
21	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	250円

22	住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票	1通	300円
(略)				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付	1件	300円
(略)				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付	1件	300円

備考 (略)
別表第3（第2条、第7条関係）
その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	住民税課税台帳に基づく証明	1納税義務者1年度	300円
2	固定資産課税台帳に基づく証明（地方税法第382条の3に規定するものを除く。）	1納税義務者1年度	300円
3	身分に関する証明	1件	300円
4	埋火葬に関する証明	1件	300円
5	土地に関する証明	1筆	300円
6	土地に関する証明に係る実地調査	1路線又は1筆	350円

22	住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票	1通	250円
(略)				
94	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付	1件	250円
(略)				
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付	1件	250円

備考 (略)
別表第3（第2条、第7条関係）
その他の手数料

号	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	住民税課税台帳に基づく証明	1納税義務者1年度	250円
2	固定資産課税台帳に基づく証明（地方税法第382条の3に規定するものを除く。）	1納税義務者1年度	250円
3	身分に関する証明	1件	250円
4	埋火葬に関する証明	1件	250円
5	土地に関する証明	1筆	250円
6	土地に関する証明に係る実地調査	1路線又は1筆	300円

7	建物に関する証明	1棟	300円
8	上記の証明以外の証明	1件	300円
9	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿1冊又は図面1葉	300円
備考 (略)			

7	建物に関する証明	1棟	250円
8	上記の証明以外の証明	1件	250円
9	公簿又は図面の閲覧又は縦覧	公簿1冊又は図面1葉	250円
備考 (略)			